

長崎県製造業 賃上げ対応型投資促進補助金 (物価高騰克服タイプ)

募集期間

募集期間を延長しました!

令和7年3月6日(木)～ 令和7年9月30日(火)

補助対象

県内に主たる事業所を有する中小製造業者

補助率
補助上限

2/3以内

補助上限：100万円

補助下限：30万円

対象経費

- ①研究開発費（試作・検査、開発人件費等）
 - ②設備投資費（機械・治工具・ソフトウェア等）
 - ③生産性効率化経費（生産ライン改修、人材研修等）
 - ④営業経費（商談会出展経費等）
- ※④は、①～③と併せて実施のみ

主な
認定要件

- 事業場内最低賃金が、長崎県の最低賃金※1(953円)を50円以上上回る水準であること
- 賃金引上計画※2の提出
- 「パートナーシップ構築宣言」又は「Nぴか」認証取得(予定含む)

※1 R6.10.12～適用

※2 事業場内最低賃金を毎年引き上げる計画

お問い合わせ



長崎県産業労働部企業振興課

新産業推進課

基幹産業支援班

産地振興班

TEL:095-895-2634(企業振興課)・2637(新産業推進課)